

2022年4月より、事業計画策定ガイドライン(太陽光)に、  
火災保険や地震保険、第三者賠償保険等への  
加入努力義務化が明記されました。

保険加入「努力義務化」に備えませんか？

# 太陽光発電設備 廃棄費用&賠償責任保険 ～努力義務化対応～のご案内

施設賠償責任(基本補償)+廃棄費用・サイバーリスク(オプション)

- 1 「保険加入努力義務」への備え!
- 2 ネットから簡単加入!
- 3 加入しやすい保険料!

**保険期間** 2025年12月1日16時～2026年12月1日16時(1年間)

**募集期間** 2025年9月1日～2025年11月20日

**保険料払込方法** 2025年9月30日までに申込手続きをした場合：

口座振替となりますので、口座振替依頼書をご提出ください。

2025年10月1日～2025年11月20日までに申込手続きをした場合：

指定口座へのお振込みが必要となります。

**中途加入** 随時受付可能です。

毎月20日(\*)までに申込手続きを完了いただいた場合、

保険期間は翌月1日16時～2026年12月1日16時までとなります。

(\*)システムメンテナンスや土日祝等により、申込手続き締切日は毎月異なりますので、ご注意ください。

**加入対象者** FITまたはFIP認定事業者様

**対象となる設備** 設備容量が10kW以上2,000kW以下の陸上に設置された事業用太陽光発電設備

※現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。加入内容に変更なく更新される方は、自動更新となりますのでご加入手続きは不要です。

※制度全体の加入制限額(廃棄費用:地震以外250億円、地震50億円)に達した場合、募集を終了させていただきます。

一般社団法人太陽光発電協会(JPEA)

# 目次

- なぜ、太陽光発電事業に保険が必要なの? . . . . . 1
- 施設賠償責任(基本補償) . . . . . 2
- 廃棄費用(オプション) . . . . . 4
- サイバーリスク(オプション) . . . . . 6
- よくあるご質問 . . . . . 9
- Webでのお申込み方法 . . . . . 10
- 年間保険料・中途加入保険料 . . . . . 14
- ご加入にあたっての注意点 . . . . . 18

# なぜ、太陽光発電事業に保険が必要なの?

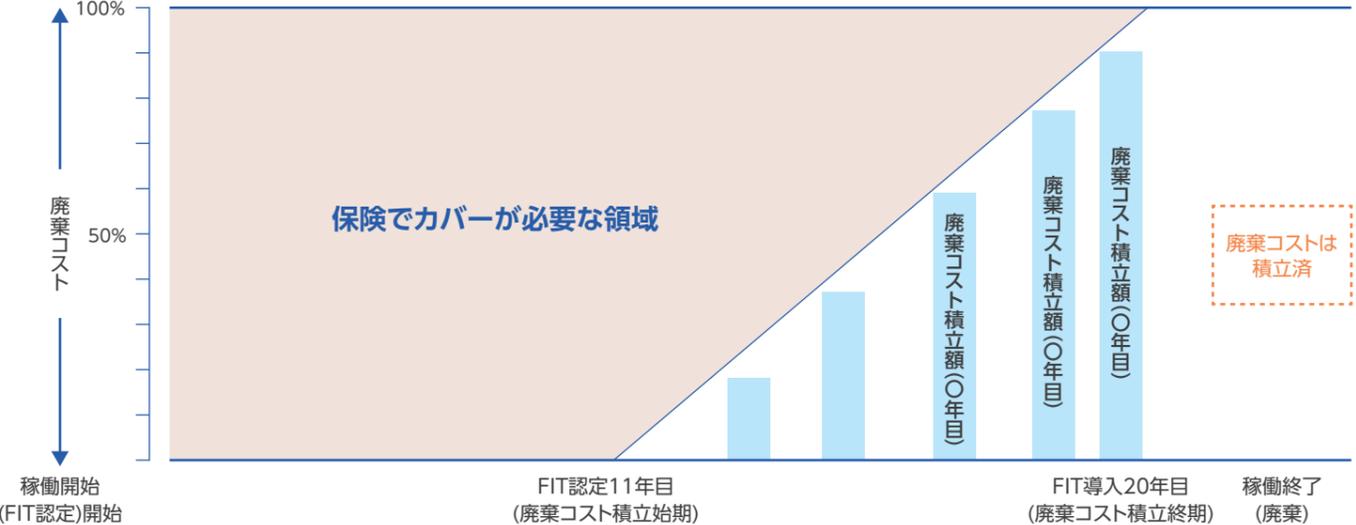
**資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン  
(太陽光発電)に火災保険・地震保険、第三者賠償保険等への  
加入努力義務が明示されました。**

今後、「遵守義務化」が検討される可能性があります。

## 本保険制度の特徴

- 1
**「保険加入努力義務」への備え!**  
「廃棄費用」「賠償責任」の必要な補償に加入いただけます。
- 2
**加入しやすい保険料でネットで簡単加入!**  
「廃棄費用」と「賠償責任」50Kwで約1.7万円。 ※物件の所在地が東京都の場合
- 3
**「廃棄費用」では、地震リスクも補償!**  
火災保険では補償対象外である地震のリスクにも安心。

FIT認定期間の11年目より、廃棄費用の積立が順次開始されます。メーカーや販売元の保証期間は一般的には、5~10年と言われていますが、11年目以降への備えとしてご検討ください。



## 2025年12月更新契約の主な改定ポイント(サイバーリスク(オプション)のみ)

- (1) 約款構成のシンプル化(サイバーリスク特別約款の新設)
  - 商品のシンプル化・わかりやすさの向上を目的として、「サイバーリスク特別約款」を新設し、従来は別々の約款で補償していた「賠償責任に関する補償」「費用に関する補償」を1約款でまとめて補償します。
- (2) 「費用に関する補償」の内枠支払限度額・縮小支払割合の適用要件の緩和
  - 「費用に関する補償」にて設けていた固有の支払限度額・縮小支払割合を廃止し、適用する支払限度額・縮小支払割合を1本化することで、補償内容をよりわかりやすくします。
- (3) 保険料の改定
  - 上記改定および直近の保険金支払い状況を踏まえ、保険料改定を実施します。

# 施設賠償責任(基本補償)

施設賠償責任保険(初期対応費用担保特約条項、事業継続対応費用担保特約条項等)

## 特徴

1 地域共生の観点で必要な万一の賠償資力を確保!

2 賠償責任の有無がはっきりしない場合でも、見舞金等の各種初期対応費用を補償!

## 必要性

2022年4月より、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)に第三者賠償保険等への加入努力義務が明示されました。



発電設備の異常や敷地外への土砂流出等、太陽光発電事業に関する万一の賠償補償が必要になります。

## 保険金をお支払いする具体的な例



### 風災

●大型台風により太陽光パネルが飛散し、他人の住宅等を破損させた。不可抗力であり、損害賠償責任は発生しないが(※)、見舞金を支払う必要がある。【風災見舞費用】  
※既に賠償債務の弁済として風災見舞費用を支出している場合、【基本補償】で対応。



### 土砂崩れ

●敷地の管理上の不備等により土砂崩れが発生し、近隣の道をふさいだり、建物等への被害が発生してしまい、損害賠償責任が発生【基本補償】。  
●再発防止対策を求められ、コンサル会社に依頼。【事業継続対応費用】



### 管理上の過失

●所有者による敷地内の草刈り中、敷地内の石が飛んで通行人がケガをしたり他人の所有物を破損させたことにより損害賠償請求を受けた。【基本補償】

## 支払限度額(すべて免責金額0円)

施設賠償責任	1億円(1名/1事故)
初期対応費用	1,000万円(1事故)
	うち身体障害見舞費用(1名):10万円 うち風災見舞費用(1名または1被害世帯もしくは1被害法人):10万円※1事故につき20万円
事業継続対応費用	1,000万円(1事故・保険期間中)(うち再発防止コンサルティング等費用は1事故につき500万円) ※再発防止コンサルティング等費用は縮小支払割合90%となります。

## 保険金をお支払いする場合

### 施設賠償責任

記名被保険者が所有・使用・管理する太陽光発電設備に起因した対人・対物事故において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害及び被保険者が支出した費用等を補償します。

### 初期対応費用

※結果として被保険者(事業者)に損害賠償責任が発生しない場合も対象となります。対人、対物事故が発生した際に、被保険者が負担する社会通念上妥当な初期対応費用を補償します。

【風災見舞費用】風災により他人の建物または屋外設備装置に損壊が発生した場合の被害者への見舞費用を補償します。

### 事業継続対応費用

施設賠償責任および初期対応費用で補償対象となる事故について、事故に対応するために直接必要な事業継続対応費用を補償します(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に記名被保険者が負担する社会通念上妥当と認められる費用に限ります。)

※被保険者の範囲①加入者(記名被保険者)②加入者の使用人③加入者が法人である場合、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関④加入者が法人以外の社団である場合、その構成員⑤加入者が自然人である場合、その同居の親族

## お支払いの対象となる保険金の種類

	①事故の初動対応	②事態への対処・訴訟対応	③事態収束
事故発生	<b>①損害防止軽減費用</b> 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用 <b>②緊急措置費用</b> 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用	<b>③争訟費用</b> 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。) <b>④協力費用</b> 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用	<b>⑤法律上の損害賠償金</b> 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
基本補償	基本補償①～④の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります(支払限度額は適用されません。) $\text{お支払いする保険金} = \text{①損害防止軽減費用} + \text{②緊急措置費用} + \text{③争訟費用} + \text{④協力費用}$		⑤法律上の損害賠償金は、その額から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額が、限度となります。 $\text{お支払いする保険金} = \text{⑤法律上の損害賠償金} - \text{免責金額}$
例外	「⑤法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合は、 $\text{お支払いする保険金} = \text{③争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{⑤法律上の損害賠償金}}$		
初期対応費用	・事故現場の保存費用・事故原因の調査費用 ・新聞等へのお詫び広告の掲載費用 ・対人事故の被害者への見舞費用	等	
事業継続対応費用	<b>a.危機管理対応費用</b> ・事故についての会見等を行う費用 ・対策本部設置費用 ・SNS等への投稿の削除費用 ・評判への影響を最小化するためのコンサルティング費用	<b>b.再発防止コンサルティング等費用</b> ・再発防止に関するコンサルティング費用 ・再発防止マニュアル策定費用 ・従業員の教育費用	<b>c.信頼回復広告費用</b> ・営業再開を知らせる広告費用 ・信頼回復のための広告費用 ・信頼回復のための広告宣伝対策のコンサルティング費用

## 保険金をお支払いしない主な場合

次の損害または次の事由により生じた損害等については、保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細については、約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

- ① 次の賠償責任
  - a. 記名被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利(所有権等)を有する者に対して負担する賠償責任
  - b. 記名被保険者以外の被保険者が所有・使用・管理する財物(aに規定する財物を除きます。)の損壊について、正当な権利(所有権等)を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任
- ② 建物外部から内部への雨・雪等の浸入・吹込み
- ③ 施設の新築・修理・改造・取壊し等の工事
- ④ 自動車・原動機付自転車・航空機・施設外における船・車両(自転車等)・原動力がもつばら人力によるものを除きます。)または動物の所有・使用・管理
- ⑤ 販売した商品・飲食物等を原因とする食中毒その他の事故
- ⑥ 仕事の終了・引渡し・放棄の後にその仕事の結果に起因して発生した事故
- ⑦ 石綿(アスベスト)・石綿の代替物質(これらを含む製品を含みます。)の発がん性その他の有害な特性
- ⑧ 汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出・放出(ただし、突発的な事象を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。)または廃棄物の不法投棄・不適正な処理

- ⑨ 排水・排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
- ⑩ 医療行為等、法令により有資格者以外の者が行うことを禁じられている行為
- ⑪ 核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用(放射能汚染、放射線障害を含みます。ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。)
- ⑫ ご契約者・被保険者の故意
- ⑬ 戦争・変乱・暴動・騒ぎ・労働争議
- ⑭ 地震・噴火・洪水・津波・高潮(※)
- ⑮ 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- ⑯ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑰ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑱ サイバー攻撃に起因する損害または損失

※地震・噴火・洪水・津波・高潮以外の自然災害(台風等)については、こちらの「保険金をお支払いしない主な場合」には該当しませんが、そもそも自然災害に起因する事故によって他人に損害を与えた場合、災害の程度やその予見可能性等によっては「不可抗力」として法律上の損害賠償責任が発生しない可能性があります。この場合は、保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

# 廃棄費用(オプション)

動産総合保険(太陽光発電システム廃棄費用補償特約、太陽光発電システム廃棄費用補償特約(地震)等)

## 特徴

**1 発電事業の廃止または規模の縮小を目的に太陽光発電システムを撤去する費用を補償!**

**2 地震または噴火による損害を補償!**

## 必要性

**2020年4月より資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)に火災保険・地震保険等への加入努力義務が明示されました。**

今後、「遵守義務化」が検討される可能性があります。

**2022年7月より廃棄費用の外部積立が開始されましたが、外部積立前～積立中は、廃棄費用を十分に賄えない可能性があります。**



外部積立前～積立中に自然災害等により発電事業の縮小・撤廃を余儀なくされた場合の発電システムの撤去・処分費用が必要になります。

## 保険金をお支払する具体的な例



### 台風暴風雨

- 強風により太陽光パネルが飛ばされた。
- 隣家の瓦や敷地内外の砂利が太陽光パネルに直撃し、破損した。



### 洪水

- ゲリラ豪雨により河川などから泥やゴミが流れ込み、太陽光パネルや接続箱、パワコンが冠水し破損した。



### 地震

- 揺れにより太陽光パネルが落下し破損、パワコンに故障が生じた。
- 太陽光パネルの架台や柵が倒壊、破損した(パネルの損害が前提)。

損壊した部分を  
**廃棄し、**  
発電事業の  
規模を縮小

破損した部分も  
含めてすべて  
**廃棄し、**  
発電事業を廃止

## 支払限度額(すべて免責金額0円)

廃棄費用	地震以外	設備容量1kWあたり <b>1万円</b> (1事故・保険期間中) (設備単位の最大支払限度額1,000万円)
	地震または噴火	設備容量1kWあたり <b>2千円</b> (1事故・保険期間中) (設備単位の最大支払限度額200万円)

## 保険金のお支払い対象となる事故

保険期間中に以下のいずれかに掲げる不測かつ突発的な事故によって、太陽光発電モジュールに損害が発生したことにより、発電規模の縮小または発電事業の廃止を目的として、太陽光発電システムの一部または全部を撤去するために被保険者が負担する必要かつ有益な廃棄費用を補償します。

火災	落雷	破裂 または 爆発	台風、旋風、 暴風、暴風雨等の 風災	雹(ひょう)災 または 雪災(*1)	台風、暴風雨、 豪雨等による洪水、 融雪洪水、高潮、 土砂崩れ(*2)、 落石等の水災	車両または その積載物の 衝突もしくは 接触等	地震 または 噴火(*3)

(\*1) 降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除く。  
(\*2) 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除く。  
(\*3) 地震または噴火による火災、破裂、爆発、津波、洪水その他の水災、もしくは地震または噴火によって生じた損壊、埋没、流出。

## 用語解説

太陽光発電システム	太陽光発電モジュール、パワーコンディショナー、接続箱、蓄電池、架台、表示器、フェンスまたはこれらに類するものをいい、これらのものの付属品または付属配線を含みます。
廃棄費用	取りこわし費用、取片づけ清掃費用、搬出費用および廃棄処分を行う費用

## 保険金のお支払方法

- 被保険者が負担する廃棄費用に対して、廃棄費用保険金を支払います。
- 太陽光発電システムに対して引受保険会社が支払う廃棄費用保険金の額は、加入者証記載の太陽光発電システムの設備IDごとに、保険期間を通算して、太陽光発電システムの設備容量(kW)に1万円(地震の場合は2,000円)を乗じた額を限度とします。ただし、いかなる場合も1,000万円(地震の場合は200万円)を限度とします。
- 引受保険会社が支払う廃棄費用保険金の額は、保険期間を通算して、250億円(地震の場合は50億円)を限度とします。
- 損害の拡大防止義務および損害拡大防止費用は対象外となります。
- 保険期間中に生じた事故による損害に対して、引受保険会社が支払う保険金の額が通算して上記に規定する支払限度額に達した場合は、それらの保険金支払の原因となった損害のうち最も遅い損害の発生した時に保険契約は終了します。(対象となる太陽光発電システムの設備IDごとに適用します。)

## 保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような損害については、保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細は、保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください
- 保険の対象が日本国外にある間に生じた損害
  - 置き忘れ、紛失、万引きによって生じた損害
  - 電氣的または機械的事故によって生じた損害(火災または破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。)
  - 使用人等の不正行為によって生じた損害
  - 真空管、ブラウン管、電球等の管球類のみに生じた損害
  - ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
  - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
  - 差押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使によって生じた損害(消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。)
  - 保険の対象(ご契約の対象となる動産)のかしによって生じた損害
  - 詐欺または横領によって生じた損害
  - 保険の対象(ご契約の対象となる動産)に加工を施した場合、加工着事後に生じた損害(修理、清掃等の作業を除きます。)
  - 保険の対象(ご契約の対象となる動産)の修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等(修理・清掃等)の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害(火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。)
  - 汚れ、すり傷、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象

- (ご契約の対象となる動産)の機能に支障をきたさない損害(これらの損害が他の損害と同時に発生した場合を除きます。)
- 冷凍・冷蔵装置の破壊、変調または機能停止によって起こった温度変化のために冷凍・冷蔵物に生じた損害(火災、破裂・爆発、冷凍・冷蔵車の不測かつ突発的な事故により冷凍・冷蔵装置に物的損傷が生じ、24時間以上の冷凍・冷蔵装置の機能停止があった場合を除きます。)
  - 被保険者(補償を受けられる方)と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
  - 核燃料物質(使用済燃料を含みます。 )やこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。 )の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
  - 保険の対象(ご契約の対象となる動産)の自然の消耗もしくは劣化、ボイラスケール、保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵または自然発熱、その他類似の事由またははねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
  - ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害
  - 保険の対象の製造者または販売者が被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
  - 事故が発生した時において、既に稼働していない部分に生じた損害(保険の対象(ご契約の対象となる動産)の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。)
  - 保険の対象が設置されていた場所(土地、建物および設備・機器等を含みます。 )を事故発生前または保険の対象の設置前の状態に復元するために要する費用
  - リユース、リサイクルその他の方法により保険の対象を再利用するために生じる費用
  - サイバー攻撃に起因する損害(サイバー攻撃により火災または破裂もしくは爆発が発生した場合は除きます。)

# サイバーリスク(オプション)

ご加入にあたり、「施設賠償責任」「廃棄費用」にご加入いただく必要があります。

サイバーリスク保険(賠償責任保険普通保険約款、サイバーリスク特別約款)

## 特徴

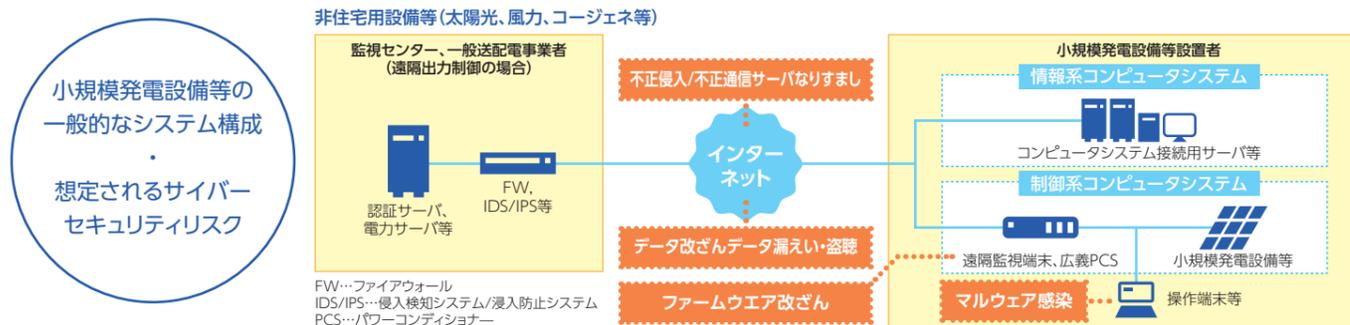
1 太陽光発電事業に起因するサイバーリスクを包括的に補償!

2 賠償責任では最大1億円、各種対応費用では最大500万円を補償!

## 必要性

資源エネルギー庁は、2020年10月より小規模な再生可能エネルギーの発電設備に対してサイバーセキュリティ対策を義務付けました。

今後の電源の分散化やオンライン制御の拡大を踏まえ、より高まっていくサイバーリスクへの補償が必要になります。



小規模発電設備等の一般的なシステム構成  
・  
想定されるサイバーセキュリティリスク

## 保険金をお支払する具体的な例

### サイバー攻撃①

- 遠隔監視システム等へのサイバー攻撃により、コンピュータシステムを通じて一般送配電事業者の事業が阻害され、損害賠償請求を受けた。【基本補償】
- 再発防止策として、事業者がコンサルティング会社に依頼し、外部機関による認証取得費用を負担した。【再発防止費用】

### サイバー攻撃②

- サイバー攻撃により発電量等のデータが破壊されたため、事業者がデータの復旧費用を負担した。【コンピュータシステム復旧費用】

## 支払限度額(すべて免責金額0円)

損害賠償責任	1億円 (1請求・保険期間中)		
サイバーセキュリティ事故対応費用	500万円 (1事故・1請求・保険期間中)	緊急対応費用	500万円
		サイバー攻撃対応費用	500万円
		コンピュータシステム復旧費用	500万円
		個人情報漏えい見舞い費用	1千円(1名)
		法人見舞費用	5万円(1法人)
		再発防止費用	500万円
		訴訟対応費用	500万円

※「損害賠償責任」「サイバーセキュリティ事故対応費用」を合算して1億円が限度となります。

## 保険金をお支払いする場合

### 損害賠償責任に関する補償 【サイバーリスク特別約款(賠償責任担保条項)】

太陽光発電事業の遂行に起因して、次の事由について、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- ① ITユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由(②および③を除きます。)
    - a. 他人の事業の休止または阻害
    - b. 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り。)
    - c. その他の不測の事由による他人の損失の発生
  - ② 情報の漏えいまたはそのおそれ
  - ③ 人格権・著作権等の侵害(②を除きます。)
- ※ 被保険者の範囲①加入者(記名被保険者)②加入者の役員または使用人(加入者の業務に関する場合に限り)

### サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償 【サイバーリスク特別約款(サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項)】

事故対応期間内に生じた下表記載の費用(その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限り。被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限り。下表記載のa-gについては、事故対応期間内に生じたものに限り。aについては固有のお支払い条件があります。

#### <セキュリティ事故とは>

賠償責任のa-cの事由や、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃(a-cの事由を引き起こすおそれがないものについては、その事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合に限り。)

#### <訴訟対応費用>

この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用(その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限り。)

#### <風評被害事故とは>

セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書き込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれを含みます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

## お支払いの対象となる保険金の種類と支払限度額等

### (1) 損害賠償責任に関する補償

費用の種類	定義	支払限度額
① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。	1請求・ 保険期間中 1億円
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)	
③ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用	

### (2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

① サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償(訴訟対応費用以外)  
各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を、下表「各費用固有の支払限度額」欄記載の金額を限度に保険金としてお支払いします。  
※ すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。  
※ この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
a. 緊急対応費用(*1)	サイバー攻撃のおそれの発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要かつ有益な次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象が発見されており、かつ、その事象に基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合にその対応に要した費用に限り。ただし、サイバー攻撃の無有を判断するために外部機関へ調査を依頼する費用。ただし、サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 ア. コンピュータシステムの遮断対応を外部委託するための費用。ただし、b. サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 イ. サイバー攻撃の有無を判断するために外部機関へ調査を依頼する費用。ただし、b. サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 ウ. サイバー攻撃のおそれの原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全にかかる費用 エ. サイバー攻撃のおそれに対応するために直接必要な次の費用 (ア) 弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬を除きます。) (イ) コンサルティング費用。ただし、セキュリティ事故の再発防止に関するコンサルティング費用を除きます。	90%	1事故・ 保険期間中 500万円	
b. サイバー攻撃対応費用	セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報(*2)によって発見されていたときに支出する費用に限り。 ア. コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限り。	100%	1事故・ 保険期間中 500万円 (*3)	
c. 原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。			
d. 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。(*4) ア. 弁護士費用 弁護士報酬(個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを除きます。)をいいます。ただし、次のものを除きます。 (ア) 保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 (イ) 刑事事件に関する委任にかかる費用 (ウ) f. その他事故対応費用 コ. 損害賠償請求費用」の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用(個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを除きます。) ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用(アおよびイを除きます。)			
e. コンピュータシステム復旧費用	次の費用をいいます。(*4)なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失、破壊、改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作または再取得にかかる費用 イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。)が発生した場合に要した次の費用 (ア) コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(携帯電話等の携帯型通信機器・ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 (イ) 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。)ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用(付随する土地の賃借費用を含みます。)および撤去費用	100%	1事故・ 保険期間中 500万円	
f. その他事故対応費用	次のアからコ.の費用をいいます。ただし、a-e, g, P.8「訴訟対応費用」を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、エに規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用(説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。)	100%	—	

# よくあるご質問

## お申込み手続きについて【新規加入・中途加入・更新共通】

**Q1 Webでの加入(更新)手続きではなく、紙で加入(更新)手続きしたい場合はどうすればよいですか。**

**A1** 紙での加入手続きは受け付けておりません。恐れ入りますが、Webで加入手続きをお願いします。操作方法が不明な場合は、取扱代理店 東京海上日動あんしんコンサルティング(TAC)までお問合せください。

**Q2 手続きを中止(中断)したいです。今入力したものを保存しておき再開したいのですが、どうすればよいですか。**

**A2** 申し訳ございませんが、お手続きの中断はできかねます。最後までお手続きいただく、または改めて最初からお手続きをいただきますようお願いいたします。

**Q3 申込み内容を誤って入力したため、変更したいです。どうすればよいですか。**

**A3** 途中で申込内容確認画面がありますので、補償内容やお客様情報を修正することが可能です。お手続きが完了している場合、内容変更はできませんので、取扱代理店東京海上日動あんしんコンサルティング(TAC)までお問合せください。

**Q4 過積載の場合は、設備容量はどうすればよいですか？**

**A4** 過積載の場合はパワコンの出力でご申告ください。

## お申込み手続き完了後

**Q5 「加入者さま専用ページ」にアクセスするにはどうすればよいですか。**

**A5** 以下のいずれかの方法でログインできます。

- お手続き完了後にご案内する「加入者さま専用ページへすむ」ボタンをクリック
- 加入完了時に登録したメールアドレスに着信するメール記載のURLをクリック
- お手続きサイト画面右上「ログイン」ボタンをクリック

ログインには、ログインIDとパスワードが必要になります。ログインIDとパスワードは、『QA6.「加入者さま専用ページ」のログインに必要なIDとパスワードを知りたいです。どうすればよいですか。』をご確認ください。

**Q6 「加入者さま専用ページ」のログインに必要なIDとパスワードを知りたいです。どうすればよいですか。**

**A6** ログインIDは再通知いたします。パスワードはお客様ご自身で再設定をお願いいたします。いずれも、お手続きサイト画面右上「ログイン」をクリックいただき、「IDを再通知する」もしくは「パスワードを再設定する」をご選択してそれぞれご対応をお願いいたします。

**Q7 加入者証が届きませんがどうすればよいですか。**

**A7** Webでお手続きいただけますと加入者証はWeb上でご確認いただけますので、送付いたしません。保険料のお振込み（更新の場合、口座引落）から10日後を目途に「加入者さま専用ページ」からご確認ください。

## 施設賠償責任保険について

**Q8 太陽発電設備のある敷地にて、草刈り作業を行っていたところ、小石が飛んで通行人が怪我をした場合は補償対象となりますか？**

**A8** 太陽光発電事業に起因する賠償責任となりますので、対象となります。また、賠償請求を受けて、訴訟や示談交渉において弁護士等に相談した争訟費用も補償の対象となります。(ただし、争訟費用は保険会社の事前同意が必要となります。)

## 廃棄費用保険について

**Q9 修理費用は対象とならないのですか？**

**A9** 廃棄費用に特化した保険となりますので修理費用は対象外となります。修理費用を補償する保険をご希望の場合は、火災保険のご加入をご検討ください。

**Q10 ゲリラ豪雨による洪水により、広範囲の太陽光パネルが浸水して壊れてしまったため発電事業を廃止したいと考えています。どのような費用が補償されますか。**

**A10** 太陽光発電設備の取りこわし費用のほか、取片づけ清掃費用および搬出費用、廃棄処分を行う費用が補償されます。発電事業の縮小や廃止が前提であれば、損壊した太陽光パネルだけでなく、太陽光発電システム関連設備（例えば、パワーコンディショナー、架台、フェンス等）の廃棄費用についても支払限度額を上限にお支払いします。

費用の種類	定 義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
f. その他事故対応費用	カ. 個人情報漏えい見舞費用(*4) 公表等の措置(*5)により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用 (ア)見舞金 (イ)金券(保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。)の購入費用 (ウ)見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りませう。)	100%	被害者 1名につき 1,000円	1事故・ 保険期間中 500万円
	キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りませう。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置(*5)によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限ります。)	100%	被害法人 1法人につき 5万円	
	ク. クレジット情報モニタリング費用(*4) セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア)弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬および、刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。) (イ)通信費 (ウ)記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ)コンサルティング費用(*4) コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関する損害賠償請求を行うための争訟費用	100%	－	
g.再発防止費用	同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます(*5)。ただし、人格権・著作権等の侵害による損害の再発防止のために支出する費用、c.原因・被害範囲調査費用、d.相談費用、e.コンピュータシステム復旧費用、およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。	90%	1事故・ 保険期間中 500万円	

(\*1)サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する(支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合を含みます。)より前に、引受保険会社にその事象についてご連絡いただく必要があります。ご連絡がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。

(\*2)次のいずれかをいいます。

ア. 公的機関(サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)からの通報  
イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告

(\*3)b. サイバー攻撃対応費用、c.原因・被害範囲調査費用、d.相談費用で共有します。

(\*4)引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。

(\*5)次のいずれかをいいます。

- |   |                        |
|---|------------------------|
| ① 公的機関に対する届出または報告等(文書によるものに限ります。)             | ③ 被害者または被害法人に対する詫び状の送付 |
| ② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道 | ④ 公的機関からの通報            |

### ②訴訟対応費用

	訴訟対応費用の定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
次の費用のうち、この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用	エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1請求・ 保険期間中 500万円	1請求・ 保険期間中 500万円

※ 詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

## お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。
※ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

【共通】

- 保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規制・制限を受けるおそれがある場合
  - 国際連合の決議に基づく制裁等
  - 欧州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等
  - ア.またはイ以外の制裁等
- 次の事由
  - ア. 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変または暴動
  - イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
  - ウ. 被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃
    - (ア)重要インフラサービスの利用、提供または維持
    - (イ)安全保障・防衛

- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)、またはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用

【損害賠償責任に関する補償、サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償】

- 保険契約者または被保険者の故意
- 地震、噴火、津波、洪水、高潮
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)、は、その事由
- 次の行為
  - ア. 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行為
  - イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行われた行為

- 被保険者による窃盗・強盗・詐欺・横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- 他人の身体の障害(\*1)
- 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺(\*1)。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- 被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合(\*1)
- 所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
  - ア. 火災、破裂または爆発
  - イ. 急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止

- 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、この規定を適用しません。
  - ア. 人格権・著作権等の侵害(\*2)
  - イ. 記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害



# 更新手続き

# Webでのお申し込み方法 (手続きフロー)

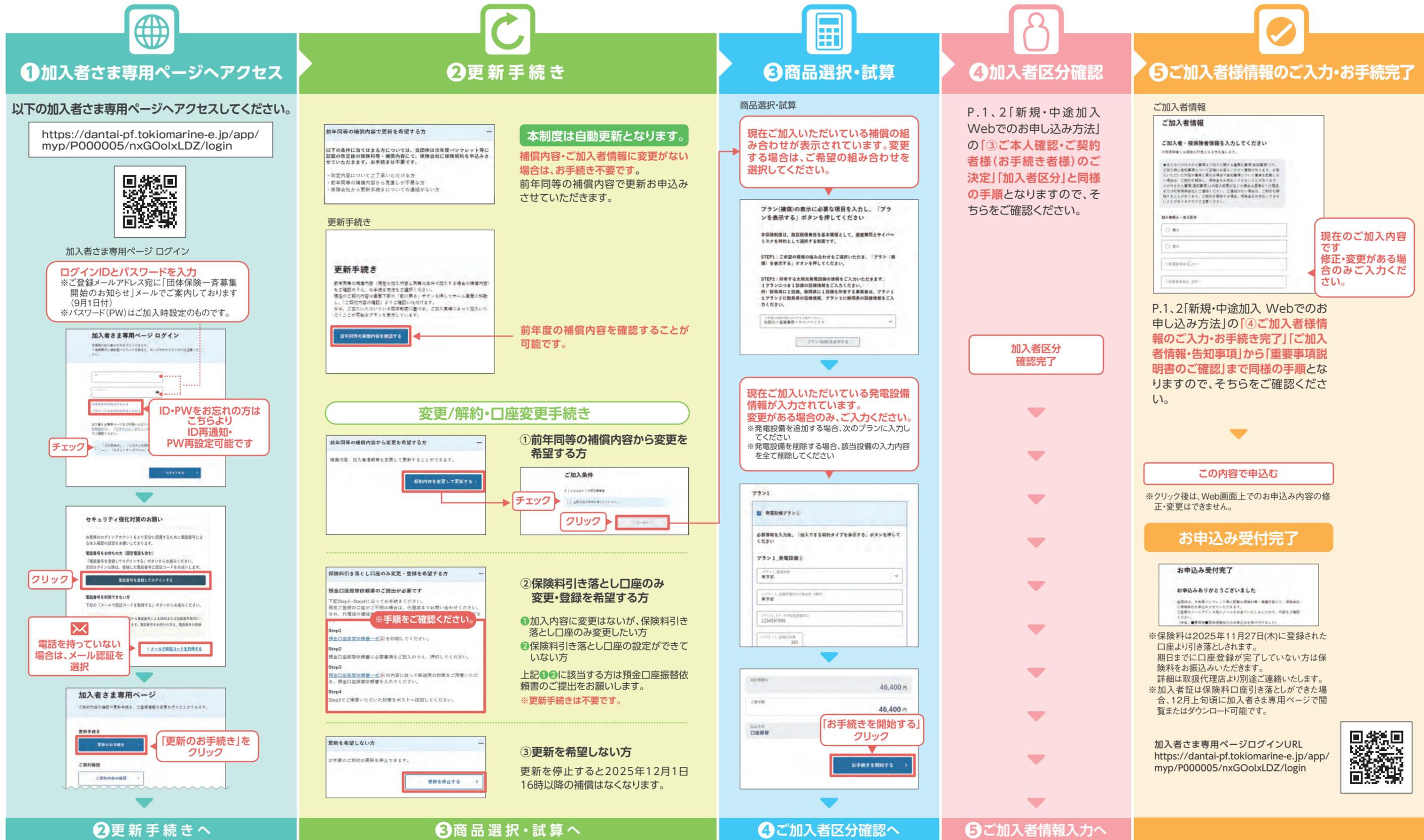
(注) 補償内容・ご加入者情報に変更がない場合はお手続き不要(自動更新)です。

保険開始日：2025年12月1日午後4時

更新パターン	募集締切日
前年同等の補償内容から <b>変更なし</b>	お手続き不要(自動更新)
①前年同等の補償内容から <b>変更あり</b>	2025年9月30日(火)

更新パターン(②口座変更、③保険ご解約)	募集締切日
②保険料引落口座のみ変更・登録	2025年10月3日(金)*
③更新停止(12/1解約)	2025年9月30日(火)

\*2025年度保険料引落口座を変更・登録する場合、2025年10月3日(金)取扱代理店必着で口座振替依頼書をご提出ください。期日を過ぎてご提出いただいた場合、2026年度より適用となります。



年間保険料(設備容量1kWあたり)

■ 施設賠償責任(基本補償)

保険料は設備容量(kW)に比例します。(単位:円)

全国共通	100
------	-----

■ 廃棄費用(オプション)

保険料は設備容量(kW)に比例します。(単位:円)

北海道	175	富山県	269	岡山県	188
青森県	207	石川県	254	広島県	174
岩手県	215	福井県	270	山口県	162
宮城県	216	長野県	247	徳島県	238
秋田県	209	岐阜県	273	香川県	173
山形県	211	静岡県	290	愛媛県	170
福島県	205	愛知県	272	高知県	233
茨城県	231	三重県	335	福岡県	227
栃木県	220	滋賀県	301	佐賀県	235
群馬県	223	京都府	322	長崎県	217
埼玉県	257	大阪府	335	熊本県	235
千葉県	232	兵庫県	299	大分県	223
東京都	244	奈良県	301	宮崎県	240
神奈川県	223	和歌山県	328	鹿児島県	220
新潟県	269	鳥取県	175	沖縄県	215
山梨県	264	島根県	174		

■ サイバーリスク(オプション)

保険料は設備容量(kW)に比例します。(単位:円)

全国共通	124
------	-----

※過積載の場合は、設備容量=パワコンの出力となります。

年間保険料例

都道府県	設備容量(kW)	施設賠償責任 (基本補償) 保険料単価	廃棄費用 (オプション) 保険料単価	サイバーリスク (オプション) 保険料単価
熊本	A 50	B 100	C 235	D 124

A × ( B + C + D ) = 年間合計保険料 **22,950**

中途加入保険料(設備容量1kWあたり)

補償期間	2025年 12月1日~	2026年 1月1日~	2026年 2月1日~	2026年 3月1日~	2026年 4月1日~	2026年 5月1日~	2026年 6月1日~	2026年 7月1日~	2026年 8月1日~	2026年 9月1日~	2026年 10月1日~
加入締切日	2025年 11月20日	2025年 12月20日	2026年 1月20日	2026年 2月20日	2026年 3月20日	2026年 4月20日	2026年 5月20日	2026年 6月20日	2026年 7月20日	2026年 8月20日	2026年 9月20日

■ 施設賠償責任(基本補償)

保険料は設備容量(kW)に比例します。(単位:円)

全国共通	100	90	80	80	70	60	50	40	30	30	20
------	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

■ 廃棄費用(オプション)

保険料は設備容量(kW)に比例します。(単位:円)

北海道	175	160	146	131	117	102	88	73	58	44	29
青森県	207	190	173	155	138	121	104	86	69	52	35
岩手県	215	197	179	161	143	125	108	90	72	54	36
宮城県	216	198	180	162	144	126	108	90	72	54	36
秋田県	209	192	174	157	139	122	105	87	70	52	35
山形県	211	193	176	158	141	123	106	88	70	53	35
福島県	205	188	171	154	137	120	103	85	68	51	34
茨城県	231	212	193	173	154	135	116	96	77	58	39
栃木県	220	202	183	165	147	128	110	92	73	55	37
群馬県	223	204	186	167	149	130	112	93	74	56	37
埼玉県	257	236	214	193	171	150	129	107	86	64	43
千葉県	232	213	193	174	155	135	116	97	77	58	39
東京都	244	224	203	183	163	142	122	102	81	61	41
神奈川県	223	204	186	167	149	130	112	93	74	56	37
新潟県	269	247	224	202	179	157	135	112	90	67	45
山梨県	264	242	220	198	176	154	132	110	88	66	44
富山県	269	247	224	202	179	157	135	112	90	67	45
石川県	254	233	212	191	169	148	127	106	85	64	42
福井県	270	248	225	203	180	158	135	113	90	68	45
長野県	247	226	206	185	165	144	124	103	82	62	41
岐阜県	273	250	228	205	182	159	137	114	91	68	46
静岡県	290	266	242	218	193	169	145	121	97	73	48
愛知県	272	249	227	204	181	159	136	113	91	68	45
三重県	335	307	279	251	223	195	168	140	112	84	56
滋賀県	301	276	251	226	201	176	151	125	100	75	50
京都府	322	295	268	242	215	188	161	134	107	81	54
大阪府	335	307	279	251	223	195	168	140	112	84	56
兵庫県	299	274	249	224	199	174	150	125	100	75	50
奈良県	301	276	251	226	201	176	151	125	100	75	50
和歌山県	328	301	273	246	219	191	164	137	109	82	55
鳥取県	175	160	146	131	117	102	88	73	58	44	29
島根県	174	160	145	131	116	102	87	73	58	44	29
岡山県	188	172	157	141	125	110	94	78	63	47	31
広島県	174	160	145	131	116	102	87	73	58	44	29
山口県	162	149	135	122	108	95	81	68	54	41	27
徳島県	238	218	198	179	159	139	119	99	79	60	40
香川県	173	159	144	130	115	101	87	72	58	43	29
愛媛県	170	156	142	128	113	99	85	71	57	43	28
高知県	233	214	194	175	155	136	117	97	78	58	39
福岡県	227	208	189	170	151	132	114	95	76	57	38
佐賀県	235	215	196	176	157	137	118	98	78	59	39
長崎県	217	199	181	163	145	127	109	90	72	54	36
熊本県	235	215	196	176	157	137	118	98	78	59	39
大分県	223	204	186	167	149	130	112	93	74	56	37
宮崎県	240	220	200	180	160	140	120	100	80	60	40
鹿児島県	220	202	183	165	147	128	110	92	73	55	37
沖縄県	215	197	179	161	143	125	108	90	72	54	36

■ サイバーリスク(オプション)

保険料は設備容量(kW)に比例します。(単位:円)

全国共通	124	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20
------	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----

# MEMO

---

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

# MEMO

---

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

## ご加入にあたってのご注意点

### もし事故が起きたときは

#### <動産総合保険・施設賠償責任保険>

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

#### <サイバーリスク保険>

##### ●サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用、緊急対応費用を除く)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

##### ●緊急対応費用

サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する(支払が未済であっても業者が発注・依頼済みの場合を含みます。)より前に、引受保険会社(東京海上日動の緊急時ホットラインサービスを含みます。)にその事象の発生についてご連絡ください。ご連絡がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。なお、保険金請求にあたってはサイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す情報のご提出が必要となります。

##### ●上記以外

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

##### ●共通

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

#### ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

#### 示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

#### 保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

#### 告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

この保険は、一般社団法人太陽光発電協会の契約者とし、FIT認定またはFIP認定事業者を記名被保険者とする動産総合保険、施設賠償責任保険、サイバーリスク保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は団体契約者が有します。

このご案内書は、動産総合保険、施設賠償責任保険、サイバーリスク保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。動産総合保険、施設賠償責任保険、サイバーリスク保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししております保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

#### 通知義務

##### <動産総合保険・施設賠償責任保険>

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

##### <サイバーリスク保険>

ご契約後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

#### ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1)ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2)ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効となります。
- (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ご契約者または被保険者が引受保険会社にご加入したこの保険契約に基づく保険金を支払われないことを目的として損害を生じさせた場合
- ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

#### 他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

##### <動産総合保険>

他の保険契約等から支払われる保険金の額を控除した残額を損害の額とみなして保険金を支払います。

##### <施設賠償責任保険・サイバーリスク保険>

###### 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

###### 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

#### 代理店の業務

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

#### 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人

(\*)またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(\*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限りです。

## 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分~午後5時

(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

#### 【幹事代理店】

### 東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社

東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階

TEL : 03-4332-4010(平日 9:00~17:00)

MAIL : solar@web-tac.co.jp

#### 【引受保険会社】

### 東京海上日動火災保険株式会社

広域法人部 法人第二課

東京都千代田区三番町6-4

TEL : 03-3515-4153